

第11期 (2022.10~2023.9) 活動報告

6 / 19日 (月) KIRC 講演会・理事会 zoom 開催報告

期 日 令和 5年 6月 19日(月) 10:00 ~ 11:30
場 所 オンラインzoom開催(岩崎理事のパーソナルミーティングルーム)
ZOOMホスト:岩崎理事、
参 加 者 理事 6名
司会:岩崎理事

1. KIRC・監事 税理士三浦誠氏のご講演

インボイス制度及び電子帳簿保存法の2点について弊法人の監事をKIRC創設以来
お願いしています三浦誠様に「電子帳簿保存法」、「インボイス制度」について、ご解説
・KIRCの対応について伺いことにしました。 よろしくお願ひします。

三浦誠先生より:

① 先ず「電子帳簿保存法」についてお話をさせていただきます。

今まで企業は、請求書・領収書は紙で発行・保存していて税務署への申告も紙で
実施していました。

数年前から紙ベースの削減について進められていましたが、紙から電子帳簿・PDF
等電子データに変換して保存が進行しています。

税務署が来訪の折はその旨をキチンと申告することで、問題はなく紙での保存は必
要なく、調査に堪えうる電子帳簿・PDF等電子を準備しておけば、問題はない。

紙での保存は必要ない。

昨今、事業者間での取引では、Eメールで送信されてくる請求書をダウンロードして活
用するなどの状態がありますが、徐々に進行するものと考えます。

来年からは、電子で受領したものは電子で保存することとなります。

2年前からの実施言われていましたが、いよいよ年明けからの実施となります。

そこでKIRCについても請求書・領収書は電子でのアクセスは電子での保存が義務付
けられています。

【KIRCの対応】: 帳票類の状況について現在は請求書類は紙で受理しています。

今後は電子で届いた帳票が原本となり保存が必要になります。

⇒税務署の来訪時に閲覧できる体制は必要です。

○保管というのは、特定のフォルダーを作成して保管することで良いでしょうか。

⇒会計担当者のPCでの保管となります。

【フォルダーの保管について】:

今後セミナーの開催については、受付で参加費を徴収する場合は、Peatix ※
で参加費 を購入することが多くなると予想します。

※Peatix・・・セミナー参加費のチケットの代わりに電子マネーで決済する方式。

現在主流の決済方式となっている。

セミナー参加費を電子処理でという場合が増える可能性がある。

メールの中に、請求書・受領書が含まれている場合のデータ保管:PDFに変換
して保存する。

② 次にインボイス制度について、説明させていただきます。

この件は、小規模事業者にとってはなかなか影響があると感じています。

NPO法人の場合、売上げの種類が異なっていて判断が異なる場合があります、事業内容により異なると判断しています。

消費税を負担するのは消費者です。商品やサービスを受けた人が消費税を負担する。10%なり8%を負担する、その消費税分を受け取った事業者がその消費税分を税務署に納付することが基本です。預かたものから支払ったものを差し引いたものを税務署に納付するというのが基本的コンセプトになります。

インボイス制度では、「適格請求書」を発行して、その「適格請求書」でないと消費税の控除ができないという決まりになっています。10%分がコストになってしまう。

インボイス制度導入費用はどの程度でしょうか →1万円/月から存在します。

(取引件数で異なる)

インボイス制度の登録を遅らせて来年度にすると、機会損出が多少発生すると考えられる。

以上

ご講演有難うございました。

2. 今後の予定 (総務、小川より)

4. **次回の理事会開催は、7月 3日(月)10:00~11:30です。**

本日の三浦監事様の講演内容について、KIRCの対応についての協議を予定します。